

船橋市教育委員会会議 11月定例会会議録

1. 日 時 令和6年11月7日(木)  
開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 2時49分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
 

|          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 松 本 淳   |
| 教育長職務代理者 | 小 島 千 鶴 |
| 委 員      | 朝 倉 暁 生 |
| 委 員      | 蓮 池 政 貴 |
| 委 員      | 大 塚 佳 子 |
4. 出席職員
 

|             |         |
|-------------|---------|
| 教育次長        | 村 田 真 二 |
| 管理部長        | 鈴 木 寿 雄 |
| 学校教育部長      | 日 高 祐一郎 |
| 生涯学習部長      | 高 橋 伸 行 |
| 教育総務課長      | 田 島 正 則 |
| 施設課長        | 高 誠 司   |
| 学務課長        | 野 木 英 表 |
| 指導課長        | 筒 井 浩 美 |
| 児童・生徒サポート室長 | 藤 宮 公 章 |
| 保健体育課長      | 春 日 淳   |
| 総合教育センター所長  | 太 田 由 紀 |
| 教育支援室長      | 金 子 勝 一 |
| 市立船橋高校事務長   | 鈴 木 靖 弘 |
| 社会教育課長      | 藤 井 好 実 |
| 文化課長        | 阿 部 健一郎 |
| 青少年課長       | 由 良 公 伸 |
| 生涯スポーツ課長    | 石 山 公 唯 |
| 郷土資料館長      | 金 子 俊   |
| 市民文化ホール館長   | 金 児 葉 子 |
| 西図書館長       | 柴 山 和香子 |
| 青少年センター所長   | 大 橋 一 樹 |
| 東部公民館長補佐    | 西 巻 勝 成 |

## 5. 議 題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 議決事項

議案第48号 令和6年度末及び令和7年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について

議案第49号 令和6年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第50号 令和6年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

### 第3 報告事項

- (1) 令和6年第3回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－（素案）」について
- (3) 令和6年度末及び令和7年度公立学校職員人事異動方針について
- (4) 令和6年度船橋市特別支援教育推進大会のご案内
- (5) 船橋市立船橋高等学校全国大会出場及び結果報告について
- (6) 令和6年度アレも、コレも、船橋市所蔵作品展－ふなばしアートカードになりました－
- (7) 第11回ふなばしミュージックストリートの実施報告について
- (8) 郷土資料館企画展「新京成電鉄の風景」
- (9) 公立学校情報機器整備計画について
- (10) その他
- (11) 令和6年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

ただいまから教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

はじめに会議録の承認についてお諮りいたします。

10月17日に開催いたしました教育委員会会議10月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

それでは、議事に入りますが、先ほど事務局から船橋市議会へ提出予定の追加の報告事項が提出されましたので、船橋市教育委員会会議規則第7条に基づき、本日の議事日程に当該報告事項を報告事項（11）として追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

本日の案件は、議案第48号から第50号の議案3件、報告事項（1）から（11）の報告事項11件です。

議案第49号と第50号、報告事項（11）につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開といたします。

ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

はじめに議案第48号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

議案第48号「令和6年度末及び令和7年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について」ご説明させていただきます。

本冊5ページから7ページをご覧ください。

市立高等学校の教員は、千葉県で採用された職員を市に充てているものであり、その人事については県の人事異動方針を踏まえて行う必要があります。よって、今回定めようとする市立高等学校の人事異動方針は、8ページ以降にある県の人事異動方針に準じたものとなっております。

県の人事異動方針には、小中学校に勤務する県費負担教職員についての記載もあり、市立高等学校には当てはまらない内容がありますので、その点につきましては省いて作成しております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

それでは、議案第４８号「令和６年度末及び令和７年度船橋市立船橋高等学校の校長及び教員の人事異動方針について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第４８号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第４９号について、施設課、総合教育センターの順に続けて説明願います。

【施設課長】

教育委員会会議の議案第４９号についてですが、こちらは、別冊資料１の３１ページにあります議会に提出する議案第１号「船橋市一般会計補正予算」の学校建設諸経費、昇降機設置工事です。

まず、経緯を総合教育センターのほうからご説明させていただきます。

【教育支援室長】

それでは、エレベーター設置の経緯についてご説明申し上げます。

現在、海神南小学校に骨形成不全の児童が在籍しております。ふだんは歩行可能なのですが、骨が折れやすい病気のため、入学後から何度か骨折を繰り返し車椅子の生活を余儀なくされることが度々ありました。そのため支援員の配置と階段昇降機を貸与して対応をお願いしておりました。

しかし、階段昇降機は時間がかかること、使用中はその階段を封鎖する必要があり、学校生活に困難をきたしていることがありました。また、令和８年度に肢体に障害があり車椅子の児童が入学することが分かりました。

以上のことから、体の不自由な児童が安全な学校生活を送ることができるよう、できるだけ早くエレベーターを設置する必要性が生じたため、今回の補正予算において要望することといたしました。

以上です。

【施設課長】

総合教育センターからの説明のとおり、教育環境の改善を図るため、海神南小学校にエレベーターを設置するものです。

早期に設置するためのスケジュールとしては、来年度夏頃までに基本、実施設計の業務を行いまして、その設計に基づいた工事費を来年度の補正予算で計上し、入札期間等を挟み工事期間約１２か月を経て、令和８年の秋頃から供用開始することを想定しております。スケジュールについては、設計期間や工事期間に左右されるため、状況により変更する場合があります。

今回の補正予算額は２，５５２万円、こちらは設計業務委託料です。

なお、年度内での完了は見込めないため、全額来年度への繰越明許を行います。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がございました。エレベーター設置ということなのですが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】

同じようなケースは、今後ほかの学校でも起こると思いますが、今の現状として小中学校でエレベーターを設置されていない学校は何％くらいあるのでしょうか。

今後もしも同じようなことが必要になるという前提で、予算組みも今後考えていくほうがいいと思いますので、質問させていただきます。

【教育支援室長】

現在エレベーターのある学校は１１校となっております。今後また車椅子を使用する児童生徒が入学するという情報が入りましたら、施設課等と情報を共有しながら、なるべく早期に設置するという方向で今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

【総合教育センター所長】

続いて、補正予算、特別支援教育指導費についてご説明させていただきます。

資料３１ページ下段となります。

特別支援教育を推進するために、特別支援学級の整備を実施するものでございます。

令和7年度に特別支援学級新規開設7校と特別支援学級設置校の学級増に係る教室修繕等を実施いたします。

開設校については、知的障害特別支援学級を二和小学校、葛飾中学校、芝山中学校に、自閉症・情緒障害特別支援学級を塚田小学校、豊富小学校、小室小学校、行田中学校に予定しております。

特別支援学級のニーズが高まっている中で、新規に開設することにより、特別支援学級を希望する児童生徒の通学の負担軽減につながると同時に、本市の特別支援教育の充実を図ってまいります。補正予算額は約980万円です。

続きまして、資料32ページ上段をご覧ください。

学校バス管理費について説明いたします。

学校教育の充実及び保護者負担経費軽減を図るために、各学校が実施する一宮少年自然の家での宿泊学習、プラネタリウム館での天文学習、社会科副読本「わたしたちの船橋」に沿って行う校外学習、三番瀬環境学習館での環境学習、教育長が必要であると認めた教育活動で利用する学習バスを借り上げる事業です。

1つ目は、今年度の運行業務委託料の不足分を補正するものです。

現在バス需要の高まりやドライバー問題、保有バス台数の減少などによりバスの確保が非常に困難な状況で、遠方の事業者による運行が増加しています。今年度4月から9月までの実績から予測すると、当初予定額より執行額が大きくなることが見込まれております。そこで不足分、約1,760万円を補正いたします。

2つ目は、債務負担行為により令和7年度の学習バス運行業務委託料を補正するものです。

先ほど説明いたしました、バス及びドライバーの確保が非常に困難な状況は引き続き予想されることから、昨年度と同様に契約時期を早め、確実に学習バスを確保したいと考えております。補正額は約1億5,600万円です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

#### 【教育長】

2点について、説明がありました。

特別支援学級の件、それから学習バスの件でございますが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第49号「令和6年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第49号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号について、東部公民館、説明願います。

【東部公民館長補佐】

議案第50号「令和6年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」説明いたします。

資料につきましては、引き続き別冊1の35ページから41ページまででございます。

本議案につきましては、39ページに記載があります現在施工中の東部公民館大規模改修工事により音楽室や集会室を新設することから、その施設使用料を規定する必要があるため、使用料を規定する船橋市公民館条例を改正するものでございます。

このたび市長が本議案を作成するに際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき市長から意見を求められたもので、資料35ページにございます異議がない旨市長に申し入れることにつきまして、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定により、本教育委員会会議においてお諮りするものでございます。

次の37ページから41ページまでが市議会定例会に提出される議案書となります。

41ページをご覧ください。

まずは、平面図により各貸出部屋の名称及び配置についてご説明いたします。

公民館施設4階建てのうち、このたび音楽室等の新設により名称及び配置の変更が生じる2階及び3階の平面図を掲載しております。上段は改修前、下段は改修後となっております。

2階の平面図をご覧ください。改修前の平面図、右半分の場所は旧前原分署の消防施設であったところで、これまでは貸出部屋にはせず、公民館の打合せ場所等内部での会議室として利用していたものでございます。

まずは、改修前、給湯室であったところを改修後には第1集会室として設置いたしました。次に、改修前、会議室1のところを一部内部用の会議室とし、半分を第2集会室として貸出部屋を設置するものです。次に、改修前、会議室2であったところに音楽室としての貸出部屋を設置いたしました。

続きまして、3階フロアのほうをご覧ください。

まずはじめに、改修前、第2、第3和室につきましては、絨毯敷きの洋室タイプの部屋に改修するため集会室とし、第3、第4集会室に名称を変更いたしました。このため和室が1室のみとなったため、改修前の第1和室につきましては、和室に変更したものでございます。

続いて、改修前の第2、第3集会室については、集会室が3部屋増えたことで、部屋番号を第5及び第6集会室に変更したものでございます。

次に、使用料金についてでございます。前回令和2年8月の使用料の見直しの際の算定方法と同様に、部屋の面積に応じた使用料を算出しております。

戻りまして、37ページの表をご覧ください。

今回の改修で新たに設置した使用料については、2階に新設した音楽室は990円、第1集会室は590円、第2集会室は590円となっております。その他の部屋については、名称が変わったものの使用料の変更はございません。

最後に施行日についてでございますが、開館予定を令和7年4月1日を予定しておることから、開館日に合わせて4月1日と規定しております。

なお、3月までは引き続き休館とさせていただいておりますことから、実際の使用料の支払いの受付は開館日の4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

**【教育長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【朝倉委員】**

ご説明ありがとうございました。

すみません。とても細かいことなんですけれども、面積を基に算出ということだと、何か第1集会室は、第2集会室とか第3集会室に比べると半分ぐらいのような気がするんですが、同じ590円でよろしいのでしょうか。

**【東部公民館長補佐】**

利用料につきましては、料金の算定につきまして一定の幅を持たせて何平米から何平米がいくら、何平米から何平米がいくらという算定で行っております関係上、このような設定になっております。

**【朝倉委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【教育長】**

そのほかいかがでしょうか。

私のほうから1点だけ、和室が減って集会室にということなんです、最近高齢化問題がある中、和室を減らしたというのは、どういうところからなのでしょう。



【東部公民館長補佐】

和室につきましては、利用者はご高齢の方も多いんですけれども、和室ですと下に座るしかなく、足が不自由な方などが和室を避ける傾向がございまして、今回絨毯敷きにさせていただき、机や椅子も入れさせていただいて、ご高齢の方にも対応できるし、若い世代の方にもこの部屋を使っていただけるということで、こういった利用者の方の声もありましたことから、改修に至ったものでございます。

【教育長】

分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第50号「令和6年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第50号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、管理部、報告願います。

【管理部長】

報告事項（1）令和6年第3回船橋市議会定例会の報告について、その概要をご報告いたします。

資料は、本冊の13ページになります。そちらのほうをご覧ください。

まず会期は、令和6年9月3日から10月9日までの37日間で開催されました。

教育委員会に関連する議案等につきましては、記載のとおり議案2件、認定1件、陳情3件で、議案第9号は、小島委員の任命について同意を求める議案でございました。

次に、議案等に対する本会議場での質疑概要を14ページから43ページに議員ごとに整理してございます。

9月10日に行われた議案質疑では、4人の議員から質問がありました。また、9月12日から9月19日の間に行われた一般質問では23人の議員から、10月3日に行われた予算決算委員会全体会総括質疑では2人の議員から、そして、議会最終日である

10月9日には市長からの専決処分の報告に対して1人の議員から、それぞれ質問がありました。

ご不明な点などございましたら、後ほどご質問いただければと思います。

続きまして、同じく本冊44ページになります。

教育委員会に関連する議案等の各委員会及び本会議での採決結果等でございます。

議案第6号「船橋市武道センター大規模改修工事請負契約の締結について」は、文教委員会、本会議とも全会一致で可決。

議案第9号「教育委員会委員任命の同意を求めることについて」は、総務委員会、本会議とも全会一致で同意。

認定第1号「決算の認定について（一般会計）」については、予算決算委員会、本会議とも賛成多数で認定。

陳情第37号「旧金杉台中学校校舎の一部を発達障害児童・生徒の学習場所として活用することについての陳情」は、文教委員会、本会議とも賛成少数で不採択。

陳情第38号「船橋市立船橋中学校の特別支援学級設置に関する陳情」は、文教委員会、本会議とも全会一致で採択。

陳情第39号「船橋市立葛飾中学校への特別支援学級設置に関する陳情」につきましては、文教委員会、本会議とも全会一致で採択という結果でございました。

令和6年第3回船橋市議会定例会の報告は以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（2）について、教育総務課、報告願います。

#### 【教育総務課長】

教育総務課から、「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）－（素案）」の修正についてご報告させていただきます。

資料は、別冊2と庁内意見照会及び文教委員会で出た意見及び新旧対照表になります。

教育振興基本計画（素案）につきましては、策定委員会からの提出を受け、9月の教育委員会会議においてご報告させていただきました。その後、市長部局を含む庁内への照会や、9月30日に開催されました市議会文教委員会で報告を行った際に頂いたご意見などを基に修正等を行いましたことから、その内容につきまして、ご説明させていただきます。

なお、修正箇所は黄色で着色しております。

まず別冊2の表紙をめくっていただいたところにあります「はじめに」についてです。

こちらは、前回ご報告時は記載していなかったもので、後期基本計画の前置きとなる

ものです。まず前期基本計画策定時の経緯、続いて前期計画期間中に、教育委員会で行ってきた主な事業について、学校教育と生涯学習をそれぞれの分野ごとに説明、結びに本市の教育目標実現のため後期基本計画を策定し、今後5年間、本市の2つの教育目標の実現に向けて前期計画に引き続き取り組んでいくという趣旨の内容としております。

次に、別冊2の8ページ、「計画策定の趣旨」につきましては、まず本市のこれまでの教育振興基本計画について記載し、今回の後期基本計画について、現在の教育を取り巻く環境や課題、また、計画策定にあたり参酌することとされている国の第4期教育振興基本計画等を踏まえ策定しているものであることを説明しております。

次に、後期基本計画部分についての主な変更点を別添の新旧対応表に沿ってご説明いたします。

新旧対応表は、左からNoと素案の該当ページ、9月の教育委員会会議で報告した際の素案の内容、頂いたご意見とそのご意見への対応、一番右の列がご意見を反映し修正等を行った内容となっており、変更箇所を抜粋したものになっております。新旧対応表と併せ、別冊2の計画書（素案）の該当ページをご覧くださいと思います。

まず新旧対照表の1ページのNo1、素案では15ページになります。

「こども基本法に子供の意見表明権の言及があるが、この計画では意見表明権をどう保障するかについて全く記載がないがいかがか」という意見がございました。これに対し、教育目標「自立して、主体的に社会に関わることができる子供を育成する」の説明文に「子供たちが自分の意見や考えを表明できるような機会の確保や支援に努めます」という一文を追加いたしました。

次に、No2及びNo3、素案では19ページです。

「家庭教育が強調され、家庭に介入しているという印象を受けた。子供の育成に問題を抱える家庭の原因が三世代家庭の割合の低下やひとり親世帯の割合が上昇傾向にあるからと読めるがいかがか」というご意見がございました。これに対し、基本方針2「家庭と地域の教育力向上を図ります」の説明文について、問題の原因が特定の家庭環境のみにあるかのようにならないよう表現を一部見直しました。

また、「ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあり」と記載しておりましたが、国勢調査によると、母子世帯と父子世帯の合計数は平成22年をピークに減少している」というご意見があり、こちらについても説明文を見直しております。

次にNo4、素案では21ページです。

「ジェンダーやLGBTQについての記載が計画に一切ない。今後5年間の計画となるが今後の社会情勢から大きく外れていると思うがいかがか」というご意見がございました。これに対し、基本方針4「豊かな心を育成し社会性を高めます」の説明文に「多様性の尊重」という文言を追加いたしました。

次に新旧対照表の2ページのNo5、素案では24ページです。

「特別な才能のある児童生徒（ギフテッド）やその親への支援についての記載はあるか」というご意見がございました。これに対し、基本方針7「ニーズに応じた支援の充実を図ります」の説明文に「特定分野に突き 抜けた興味や関心を示したり、特異な才能を有したりしている子供も含めて、一人一人の強みを伸ばしつつ、より良く資質・能力を育んでいく」という一文を追加いたしました。

次にNo 8 及び 9、素案では 6 5 ページです。

基本方針 2-推進目標 2-施策 1 の「家庭教育支援の整備・充実及び情報と場の提供」に対するご意見です。

まず、「家庭環境の多様化に伴い、家庭における教育力の低下が懸念される」とあるが、例えば同性カップルの場合などは教育力が低下すると読めるがいかがか。多様な家庭環境になったことが悪いことであるかのように感じた」というご意見、また「家庭環境が全ての教育の出発点」とあるが、公教育は全ての教育の出発点ではないのか。家庭環境が全ての 教育の出発点という記載は表現がよくないので、削除すべきでは」というご意見がございました。これらのご意見に対して、誤解が生じることがないように見直しを行いました。また、「家庭教育が教育の出発点」という表現についても、国の第 4 期計画では使われなくなっていたことから、削除いたしました。

次に新旧対象表の 3 ページのNo 1 0、素案は 6 8 ページです。

「教育環境にDXを活用するだけでなく、DX社会に対応する子供たちへの教育へも力を入れる必要がある。プログラミングなどについても 進んでいるかと思うが、もっと積極的に取り組む必要があると考える。」というご意見がございました。これに対し、6 8 ページ基本方針 3-推進目標 1-施策 2「一人一人に応じたきめ細かい授業の推進」の説明文の一部を 1 人 1 台端末の活用による取り組み内容に見直しました。

次に新旧対照表の 5 ページのNo 1 9、素案では 9 0 ページと 9 3 ページです。

「子供達の体力づくりなどが記載されているが、熱中症対策や感染症対策については記載がない。今後記載の予定はあるか」というご意見が ございました。これに対し、基本方針 5-推進目標1-施策1「体育指導の充実」の説明文に「研修会では、熱中症に関する内容にもふれ、児童生徒の安全面に留意すると共に」の一文を加え、また、93ページ推進目標2- 施策1「学校保健の充実」の説明文に、「感染症」という文言を追加いたしました。

次に新旧対照表の 6 ページのNo 2 5、素案では 1 0 4 ページです。

基本方針 7-推進目標 2「不登校児童生徒への支援の充実」についてです。

「成果指標が利用した児童生徒の割合とあるが、こういう成果指標だと無理に学校に行かせることが強まらないか、どうしてこういう指標にしたのか」というご意見がございました。これに対し、不登校児童生徒に関する成果指標について、校内教育支援センターを利用した割合から専門機関の相談を受けていない割合に変更しました。なお、校内教育支援センターは今年度に全校で開設したことから、現状及び目標の数値は入ってお

りませんが、計画策定時までには設定いたします。

今、ご説明した以外にも、成果指標の変更や目標値の修正、表記の変更等を行い、ブラッシュアップしております。

今後のスケジュールとしましては、12月に再度市議会の文教委員会に報告した後、約1か月間パブリックコメントを実施。いただいた意見を反映させた後、来年3月の教育委員会会議に計画策定の議案として提出させていただく予定であります。報告は以上でございます。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項（3）について、学務課、報告願います。

#### 【学務課長】

報告事項（3）令和6年度末及び令和7年度公立学校職員人事異動方針について報告いたします。

お手元の資料、本冊45ページからをご覧ください。

公立小中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針につきましては、任命権者である千葉県教育委員会が年度ごとに定めております。

船橋市としては、県の方針に基づき、今年度も教職員の人事を進めてまいります。なお、今年度県の人事異動方針に大きな変更点は特にありません。

次に、本冊47ページからにある公立小中義務教育学校職員人事異動実施細目についてですが、6番、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員についての（3）に、「定年退職する管理職及び」が一部追加され、「定年退職する管理職及び暫定再任用管理職のうち」という表現になりました。

報告は以上です。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（4）から（8）につきましては、定例の報告事項でございますため、説明を省略したいと思います。

何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（9）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

教育総務課から、公立学校情報機器整備計画についてご説明いたします。

資料は別冊3になります。

本市において児童生徒の1人1台端末は、令和2年度末に導入し、今年度で4年目を迎えることから、今後更新を行うこととなりますが、端末を更新するに当たりまして、国から補助を受けるためには、この計画を策定し公表することが補助の要件の1つとなっております。このことから国からの補助を受けることを目的に、今回、公立学校情報機器整備計画の案を策定いたしました。

つきましては、その内容についてご説明させていただきます。

なお、作成に当たっては、国の作成例に従っており、4つの計画で構成しております。

まず、3ページから4ページの端末整備・更新計画についてです。こちらは更新する端末の整備台数や更新の考え方、また現在使用している端末の処分方法などについて記載するものとなっております。

端末の更新時期につきましては、現時点で今の端末を導入してから6年が経過する令和8年度を行うことを検討しております。整備する端末の台数につきましては、令和8年度の推計児童生徒数4万6,255名を基にしております。

予備機については、故障した端末を速やかに交換できることや保守費用を抑えられること、また教員用端末として活用することが見込めることから、補助が受けられる上限である児童生徒数の15%となる6,938台を整備することとしております。

更新の考え方としては、経年の使用によりバッテリーの消耗や故障率が今後増加することが想定されることから、導入後6年が経過する令和8年度の更新とすること。また、処分の方法は、データを確実に消去した後、公共施設などでの再利用を検討し、再利用が不可のものにつきましては、処分することとしております。

続いて、5ページ、ネットワーク整備計画についてです。

GIGAスクール構想を進めるには、適切なネットワーク整備は欠かせないものであるため、端末を日常的に利活用することが可能となる通信帯域の確保に向けた計画を記載するものとなっております。

本市において、国が基準とするネットワーク環境を満たす学校は、全国と同水準の2割ですが、これまでに行った検証から、現在の1ギガの回線を10ギガ回線に変更することが国の基準を満たす上で有効であろうとの結論から、来年度以降、通信契約の変更を検討し、また必要に応じ配線やケーブル類のメンテナンス等の補強策を講じることを検討することとしております。

次に、6ページから7ページ、校務DX計画についてです。

こちらは、教育DXを進めていく中で、文部科学省が策定した校務DX化チェックリストにより行った自己点検結果等を踏まえ、既に達成している部分や課題となる部分について、今後どのように取り組んでいくかを記載するものとなっております。

本市においては、クラウドサービスなども有効に活用しながら、学校から保護者へ配布する手紙をデジタル化することや職員会議のオンライン化、また資料のペーパーレス化など、さらなるデジタル化を推進していくこととしております。

最後に、８ページから９ページ、１人１台端末の利活用に係る計画についてです。

こちらは、GIGA第１期の総括を踏まえ、今後のICT環境での目指すべき学びの姿とそれを実現するための端末の活用の方策について記載するものとなっております。

１人１台端末を導入し、ICT支援員の設置など教職員のサポート体制についても整備してきましたが、さらに教育委員会として学校現場により関わる体制を整え、授業改善を進め、端末が児童生徒の学習ツールとなるよう取り組んでいくこと。また、特別な支援を必要としている児童生徒に対し、端末が効果的に活用されるよう取り組み、一人一人の学びの機会を保障するとともに、誰一人取り残されない学びを目指すこととしております。

今後、１２月１０日に開催予定の市議会文教委員会でこちらについて報告をさせていただき、その後ホームページで公開する予定となっております。

報告は以上となります。

#### 【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

#### 【朝倉委員】

ご説明ありがとうございました。

３ページ目のところに、処分方法が書いてあって、使用済端末のデータを確実に消去した上で、公共施設や福祉施設などの地域での再利用というふうに書かれているんですけども、これは公共施設、福祉施設というのは、あくまでも行政機関という意味でしょうか。それとも例えばNPOさんとか、そういうところも入っているのか。ちょっとその辺を教えてください。この地域の範囲がちょっと詳しく知りたいです。

#### 【教育総務課長】

まだ計画の段階でして、具体的にどういった形でということは決まっておりませんが、まず第一的には、市の公共施設ということを考えております。その上でどの程度活用できるのか。また、機械の状態などを踏まえた上で、どこまで広げられるかということは検討していきたいと考えております。

#### 【朝倉委員】

ありがとうございました。分かりました。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

私からちょっと1点だけ確認させていただきたいんですけども、ネットワークの整備で10ギガにしていくということですが、これは考え方として、例えば1人1台端末なので全校が一斉にどこか何かアクセスするということも、それは可能かどうか、あまり問題なくアクセスできるという考え方なのでしょうか。

【教育総務課長】

教育長がおっしゃるように同時接続であったりとか、今後教科書なども移行していくようになるかと思しますので、その中であっても、スムーズに動くよう環境整備を進めていければと考えております。

【教育長】

分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（10）その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど追加いたしました報告事項（11）につきまして、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

報告事項（11）令和6年第4回船橋市議会定例会へ提出予定の議案等に関する説明について、ご説明いたします。

別でお渡ししました紙の資料をご覧ください。

旭中学校施設管理瑕疵による事故に伴う専決処分の報告についてです。

本件事故は、令和6年6月5日、相手方敷地内において、旭中学校野球部のボールが防球ネットを超え校庭の外に飛び出し、相手方宅の屋根に接触し損害を与えた事故になります。

令和6年8月7日に相手方と円満に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をすることといたしました。

賠償額としては20万円で、損害賠償金の支払いなどの事故処理は完了しております。

11月15日開会予定の令和6年第4回定例会において、地方自治法第80条第2項の規定に基づき専決処分の報告をすることから、今回の教育委員会会議に報告させていただくものでございます。



なお、今回の事故を受けて、運動部活動中における事故の防止についての管理を徹底するよう全校長宛てに注意喚起文を通知し、再発防止を図っているところでございます。報告は以上になります。

【教育長】

ただいま報告がございましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【小島委員】

高さを超えてしまったということなのですが、防球ネットの高さに問題がないかどうかといった点についての何か各校に確認とか、前は何か穴が空いていたとかそういうケースもたしかあったかとは思いますが、そのあたりも含めて何か学校に指示されたと解釈してよろしいのでしょうか。

【保健体育課長】

学校に設置されてあるネットの高さは、ほぼどの学校も10メートルとなっております。また、毎年各学校には施設管理ということで、ネットだけではなく学校の遊具や備品等の点検を行うように指示しております。その中で修理が必要な部分は、教育委員会のほうに上げるようにということも指示しておるところでございます。

今回10メートルのネットということで常識的な高さだとは思いますが、使っていたバットが一般に使用されているバットとちょっと違って、打つと飛距離が普通のバットよりも出るバットを使用したということで、想定を超える飛距離になってしまったというのもございました。

【小島委員】

分かりました。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議11月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時49分閉会